

たいせつに みずはみんなの たからもの

第66回 水道週間 6月1日(土)～6月7日(金)



問い合わせ先
水道課
☎096-248-1130

水道について理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る水道事業のさらなる発展を目指して、全国一斉に『水道週間』が実施されます。

本市の水道水は、全て天然の地下水をくみ上げ、滅菌して配水しています。定期的な水質検査により水質基準に適合し安全であることを確認しています。

蛇口を開ければ簡単に得られる安全な水。あまりにも身近にあるため、現代の私たちは水のありがたさをつい忘れがちです。安全な水を安定して配水することは水道事業の基本的な役割の一つですが、災害や事故などで水道が使えなくなる場合もあります。「もし今、水が止まったらどうなるだろう…」

この機会に、水の大切さやありがたさをほんの少し考えてみてください。



生活でできる節水

家庭でできる身近な節水に取り組みましょう。

- ・洗顔、歯みがきのときは水を出しっぱなしにしない。
- ・洗濯などにお風呂の残り湯を再利用する。
- ・洗車は、バケツに水をくんで行なう。

家庭での漏水に注意

漏水(宅内の水漏れ)を放置すると上下水道料金が高額になるばかりでなく、限りある水資源を無駄にすることになります。給水管(本管から宅地内)は、基本的に所有者の自己管理になりますので、早期発見、早期の修理をお願いします。

漏水の見つけ方

検針時(毎月20日～月末日)の『上下水道使用量のお知らせ』の検針票と前月の検針票を比べ、量が極端に増えた場合は、漏水のおそれがあります。

次のことを確認しましょう。

①全ての水道の蛇口(トイレの給水

含む)を全部閉める。

②水道メーターボックスを開け、水道メーターのパイロットマークを確認する。



パイロットマーク

※このパイロットマークがわずかも回っていれば、宅内のどこかで水漏れがあることになります

※水道メーターの管理は、所有者自身になります。土に埋まっているいかな、上に物が乗っていないかなど日頃から確認をお願いします

漏水修理は市指定水道工事店へ

水道給水管の修理は、市指定の水道工事店へご連絡・ご相談ください。

市指定水道工事店の一覧は市ホームページに掲載しています。



▲市指定工事店

こんなときは必ず届け出を

▼休止届

- ・転出、引っ越しをするとき(市内転居も含む)

・水道の使用を一時的に休止するとき

▼開始届

- ・転入、引っ越しして来たとき(市内転居も含む)

・一時的に休止した水道を再開するとき

▼名義変更届

- ・所有者や使用者の名義が変わったとき(名義人が亡くなられても自動的に変更されません)

※休止届・開始届は市ホームページから手続きできます



▲上下水道
開始・休止

料金の支払いは、口座振替が便利です

口座振替は金融機関などの窓口へ支払いに行く必要がなく、支払い忘れの心配もありません。年度途中の申し込みもできます。

振替は月末日に行ないます。(土日祝日などの場合は翌営業日)届け出方法など、詳しくはお尋ねください。

※口座振替の申請は市ホームページからも手続きできます



▲口座振替

●問い合わせ先

上下水道お客さまセンター
☎096(248)1232

男女共同参画推進懇話会便り

男女共同参画推進懇話会

委員 西崎 久美子さん

第4次合志市男女共同参画推進行動計画の中に『だれもが希望する場所での能力を発揮し活躍できる社会づくり』という基本目標があります。この目標は、男女共同参画や多様性の尊重を推進する上で、重要な内容となっています。いくつか紹介すると、施策『多様な性・文化・生き方を尊重する社会づくり』では、性的マイノリティの人たちをはじめ、多様化する社会に対応した研修や教育機会の創出などをうたっています。

多様性を尊重する機会として、本市では令和5年4月からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が導入されました。この制度は、私たち男女共同参画推進懇話会でも検討を重ねて導入に至ったもので、性的マイノリティや事実婚の人などがパートナーシップの関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明するものです。この制度を通じて、多様性を認め合うまちを目指していきたい

と思います。

また、『仕事と生活の調和の推進』では、仕事と家事・育児・介護の両立支援、在宅勤務やテレワーク、フレックスタイム制をはじめ育児休業制度、介護休業制度などの普及・啓発をうたっています。

1月に開催された『気づきうなずきフェスティバル』での本橋馨さんの講演の中で、それらの制度が充実し、女性が自立できている国ほど男女共同参画が進み、少子化も改善しているというデータの紹介がありました。

私は母子家庭で、仕事、子育て、祖母の介護が重なって大変だったときに、市役所に相談して、デイサービスやお風呂の訪問介護を紹介してもらうなど、とても親切に対応してもらいました。ひとり親世帯には、他にも就業支援・自立支援などいろいろな支援があります。ひとりで悩まず、ぜひ、相談して活用してもらえればと思います。



▲市ホームページ
男女共同参画

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

不用品を渡すつもりが…

事例

「いらないものはないか」と業者が訪問。不用品を出すと、運ぶために人がいると言い、もう一人男性を連れてきた。そして「実は布団を販売している」と言って、高額な布団の購入を勧められ、断れず購入してしまった。

(80代 女性)

トラブルに遭わないために

「いらないものはないか」と言ってお客さんが訪問するような場合、訪問後に「貴金属はないか」と言い、渡すつもりがなかった貴金属を安価で買い取られてしまうというのが従来の典型的なケースです。しかし、廃品の回収、または買い取りのようなふりをして出向いた後に、実は商品を販売していると告げて、売りつけるといった新手のトラブルが発生しています。

今回のケースは布団の訪問販売にあたります。クリーニング・オフや販

売方法などにより、契約の取り消しができる可能性があります。

安易に訪問に応じることで、思わぬトラブルに巻き込まれることもありますので、気を付けましょう。

また、廃家電や粗大ごみなどの不用品がある場合、市のルールに従って処分することになります。市からの許可、または委託を受けていない「無許可の事業者」は利用しないようにしましょう。

買い取りを希望する場合は、リサイクル店に持ち込む方法や訪問購入が考えられますが、訪問購入は事前にお客さんの同意と物品の種類を告げておく必要があります。突然訪問して、告げられていない種類の物品を売るよう強要されるような場合は、毅然と断り、応じないようにしましょう。

困ったことがある場合は、消費生活センターに相談しましょう。



▲市消費生活
センター